

保護者・地域等の皆様からの声を 子供ファーストの学校づくりに生かします

桶川市立学校では、学校と家庭・地域が連携・協働し、子供ファーストの理念のもと、児童生徒等一人一人の健やかな成長を目指しております。

学校は、教育活動をよりよくするための大切な声として、皆様の御相談・御意見・御要望を誠実に受け止め、真摯に対応します。

学校とのより良い関係構築に御協力ください。

- ◇ 学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりのために、要綱を制定しました。これまでと同様にどんなことでも御相談ください。

学習や成績、人間関係、不登校、進路・進学
学校生活への要望、特別支援など

- ◇ 学校と家庭・地域が互いに尊重し、協力し合うことで、子供たちの健やかな成長と学びにつながっていきます。

保護者・地域住民・学校関係者の皆様へ

桶川市立学校におけるカスタマー・ハラスメント防止 等に関する要綱を制定しました。

令和7年6月11日に改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、カスタマー・ハラスメントを防止するため、学校設置者を含む事業主に対して、雇用管理上必要な措置が義務付けられました。

そのため、桶川市教育委員会は、令和8年9月に「桶川市立学校におけるカスタマー・ハラスメント防止等に関する要綱」を制定しました。

本要綱はカスタマー・ハラスメントに対しての学校の対応をまとめたものになります。要綱の制定に伴い、令和8年10月1日よりカスタマー・ハラスメントに対して必要な措置や体制を講じることとなります。



要綱はこちらから
確認できます。



裏面に学校の対応と保護者等へのお願いを掲載しております。

令和8年10月 桶川市教育委員会

教職員との連絡・面談等に当たってのお願い

多くの事案は対話によって解決されております。一方で一部の保護者等による社会通念上許容される範囲を超える言動や要求がみられることもあります。

そのようなケースに対応するため、学校として組織的に対応するルールを定めました。保護者等の皆様には、以下の記載事項について、御一読いただき、御理解・御協力くださいますようお願いいたします。

- ① 学校への連絡は、原則として、教職員の勤務時間内に、簡潔にお願いします。
- ② 面談等は、教職員と保護者等の双方であらかじめ調整した日時に行うことを原則とします。平日の放課後に、30分を目安（状況に応じ60分程度まで）とします。
- ③ 複数の教職員で対応することを基本とし、相談内容等については学校内で組織として共有し、対応します。
- ④ 教職員との面談等に、教育委員会の職員等が同席することや教職員に代わって話をさせていただくことがあります。また、録音をさせていただくこともあります。
- ⑤ 御意見・御要望をいただいても、学校として対応できないことや、対応を他の専門機関等に任せる方が望ましいことがあることを御理解ください。
- ⑥ 長時間にわたる電話や同じ内容での頻繁な御連絡等については、対応をお断りすることがあります。
- ⑦ 不当・違法な行為等が認められた場合等は、直ちに面談等を中止し、学校から退去していただくことや、警察に連絡することがあります。

以下のような、社会通念上許容される範囲を超える対応の強要や、

合理性を欠く不当・過剰な要求はなさないよう、御協力をお願いします。

<家庭から>

- ☐ 教育活動（授業内容、宿題の量、座席等）の細部に対する過剰な干渉や要求
- ☐ 声を荒らげ、執拗に責め立て、高圧的に自らの要求を主張
- ☐ 業務に支障が生じるような長時間の居座りや電話
- ☐ 何度も電話し要求の繰り返し、家庭訪問を何度も要求
- ☐ 公平性を著しく欠いた、特別扱いの要求
- ☐ 教職員個人を対象とした損害賠償や慰謝料の要求

- ☐ 学校内の様子を許可なく撮影
- ☐ 土下座をするよう要求
- ☐ 過度な謝罪の要求
- ☐ 多項目に及ぶ質問に対する書面回答の要求
- ☐ 評定・評価の変更や内申点に関する不当な要求
- ☐ 担任の変更、異動、辞任を執拗に求める要求 など



<地域から>

- ☐ 休み時間・学校行事・部活動等の音に対する過剰な苦情や活動中止の要求
- ☐ 児童生徒の公園での遊び方など、学校管理下外のことに對する苦情や対応の要求
- ☐ 学校の敷地や施設・備品等の過剰な貸出要求や無断使用
- ☐ 児童生徒や教職員の個人情報を教えるように要求 など

本リーフレットについての御質問は下記お問い合わせ先まで御連絡ください。

お問い合わせ先

桶川市教育委員会
学務課

TEL

048-788-4969

〒住所

363-8501

埼玉県桶川市泉1-3-28

